

群馬県公契約条例の施行に伴う労働環境報告制度の導入について

ポイント

- ・令和8年10月1日以降に入札公告を行う契約で一定の基準を満たすものは、従事者の労働環境について県に報告する必要がある。
- ・「一定の基準」は「契約類型」「予定価格」
- ・報告が必要になるのは元請事業者だけでなく、該当する契約に携わる事業者のうち、自社の従業員等が業務に従事する事業者すべて

1 令和8年10月1日以降から変わる事項

県が締結する契約のうち、一定の基準を満たすものは、労働環境報告書の県に提出することになります。

2 労働環境報告制度について

群馬県公契約条例第7条の規定に基づき、県と締結した契約について、従事者が適切な労働環境下で業務に従事していることを事業者から県に報告する制度です。

3 報告書を提出する必要がある事業者

自社の従業員等が県と締結した契約に係る業務に従事する事業者

→ 上記に該当する場合、元請事業者だけでなく、下請事業者等で、契約期間が6カ月を超え県との契約に携わる方も報告が必要になります。

元請事業者は県への報告が必要な事業者の報告書を取りまとめ、県に報告してください。

4 労働環境報告書の提出が必要になる基準

(1) 契約区分

○建設工事請負契約

または

○業務委託契約のうち「庁舎等清掃」、「庁舎等警備（機械警備を除く）」、

「庁舎等受付案内」、「電話交換」の4業種

のいずれかに該当すること。

(2) 予定価格

契約に係る予定価格がそれぞれ下記の金額以上であること。

- 建設工事請負契約...予定価格5億円（税込）
- 業務委託契約 ...予定価格1千万円（税込）

上記(1)～(2)を満たす契約は労働環境報告書の提出が必要になります。

5 報告方法

報告は以下のいずれかの方法によって行います。

- (1) **Web フォーム**から報告（推奨）※
- (2) **労働環境報告書**を郵送・持参等で提出

なお、事業者が正当な理由なく報告書を提出しない場合や、虚偽の報告などを行った場合は指名停止措置、関係機関への通報等を行う場合があります。

※Web フォームの利用方法は『労働環境報告 Web フォームマニュアル』にまとめています。

6 報告内容

労働基準法、労働安全衛生法などの労働関連法令で定めている、従事者の労働環境整備に係る規定を適切に遵守しているかを「はい／いいえ」形式で回答するものです。（最低賃金については金額を記入する形式を採用しています。）

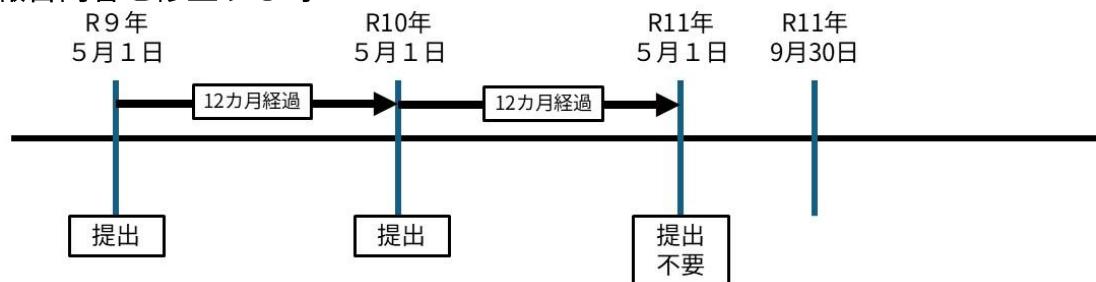
「いいえ」と回答した場合には理由を記載します。

（設問例）・労働者が働いた実際の労働時間を適正に把握し、記録していますか。

・時間外、休日等に労働させた場合、適正な割増賃金を支払っていますか。

7 報告書の提出時期

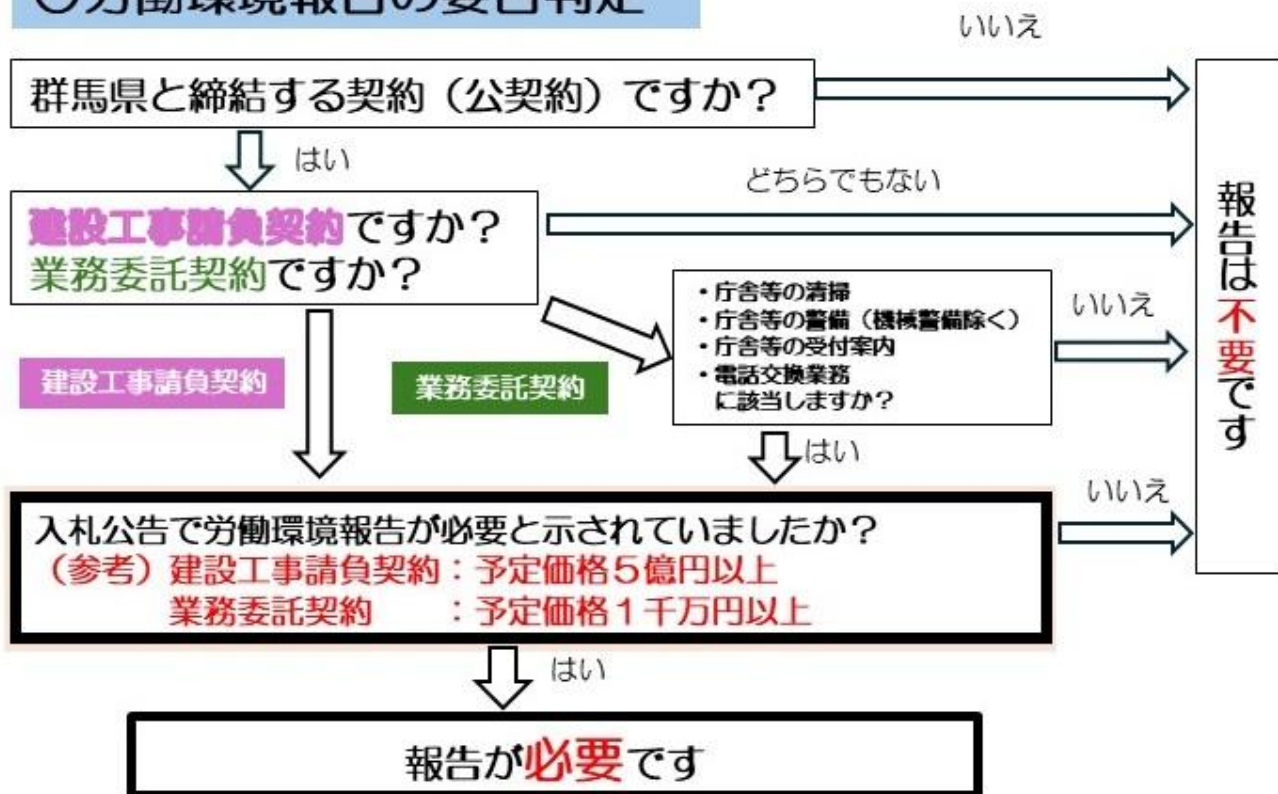
- ◆ 契約締結時
- ◆ 前回労働環境報告書を提出してから 12 カ月を経過した時点で、契約残期間が 6 カ月を超えている時
- ◆ 報告内容を修正する時



（例）令和 9 年 5 月 1 日に R11 年 9 月 30 日までの 29 カ月間の契約を締結した場合

R9 年 5 月 1 日	契約締結時	すみやかに提出
R10 年 5 月 1 日	前回報告から 12 カ月経過、残期間は 17 カ月	すみやかに提出
R11 年 5 月 1 日	前回報告から 12 カ月経過、残期間は 5 カ月	提出不要

○労働環境報告の要否判定



8 その他

- 4の基準に該当しない場合でも、従事者の労働環境が適切に管理されていない疑いがある等の場合には県から報告を求める可能性があります。
- 提出された報告書を県が確認した結果、事業者による自主的な改善が必要と認めた場合、「労働環境改善報告書」をご提出頂く可能性があります。